

奈良市公報

号 外 第 3 号

平成26年 2 月26日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市まちかど観光案内所規則の一部を改正する規則	1
○奈良市火災予防規則の一部を改正する規則	2
○奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	2
○情報公開の推進に係る出資法人の範囲を定める規則及び個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3
○奈良市月ヶ瀬梅林公園条例の施行期日を定める規則	3
○奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則	3

告 示

○一般競争入札の実施（2 件）	3
○放置自転車等の保管（2 件）	4
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	5
○生活保護法の規定による施術者の指定	5
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	5
○生活保護法の規定による施術者の指定	5
○登美ヶ丘11次 2 期住宅地（2 工区）土地区画整理事業（奈良市域）の事業計画の変更の認可	6
○徴収事務の委託（2 件）	6
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	6
○生活保護法の規定による医療機関の指定（2 件）	7
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	7
○放置自転車等の処分	7
○市有財産の公売	7
○放置自転車等の保管	8
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	8
○一般競争入札の実施	8
○平成25年度奈良市一般会計補正予算等の要領	9
○一般競争入札の実施	10
○放置自転車等の保管	10
○開発行為に関する工事の完了	10
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	11
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	11
○開発行為に関する工事の完了（2 件）	11
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の	

廃止	12
○奈良市議会定例会の招集	12
○平成25年度国民健康保険料の保険料率の決定	12
○平成25年度国民健康保険料の減額の額の決定	12
○放置自転車等の保管（3 件）	12
○一般競争入札の実施	13
○公募型プロポーザル方式による受託者の選定（2 件）	13

訓 令 甲

○奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令	15
----------------------------	----

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	16
○住民監査請求に係る監査結果の公表	16
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	23

公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	23
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	23
○奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程	23
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	23

選挙管理委員会

○在外選挙人名簿からの抹消	24
○奈良市長選挙及び奈良市議会議員選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日等	24
○農業委員会の委員の一般選挙における投票区の一部改正	24

農 業 委 員 会

○農政部会の招集	24
----------	----

規 則

奈良市まちかど観光案内所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 5 月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第43号

奈良市まちかど観光案内所規則の一部を改正する規則

奈良市まちかど観光案内所規則（平成24年奈良市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

まちかど案内所の休所日は、次のとおりとする。

名 称	休 所 日
奈良市きたまち鍋屋 観光案内所	(1) 水曜日（その日が国民の祝 日に関する法律（昭和23年法 律第178号）に規定する休日 （以下「休日」という。）に当 たるときは、その日後におい て、その日に最も近い休日で ない日） (2) 休日の翌々日（その日が日 曜日、土曜日及び休日に当た るときを除く。） (3) 12月27日から翌年 1 月 5 日 まで
奈良市きたまち転害 門観光案内所	(1) 木曜日（その日が休日に当 たるときは、その日後におい て、その日に最も近い休日で ない日） (2) 休日の翌々日（その日が日 曜日、土曜日及び休日に当た るときを除く。） (3) 12月27日から翌年 1 月 5 日 まで

附 則

この規則は、平成25年 5 月25日から施行する。
(平成25年 5 月21日揭示済)

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成25年 5 月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第44号

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則

奈良市火災予防規則（昭和37年奈良市規則第13号）の一
部を次のように改正する。

別記第10号様式の 2 中

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
---------------	--	-------------	--	-------------------	--

を

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名	
---------------	--	-------------	--	-------------------	--	-----	--

に、

「定率負担」を「自己負担」に改める。

別記第10号様式の 4（四）中

年 月 日 から 年 月 日まで

を

年 月 から 年 月 まで

に改める。

別記第10号様式の 8 中

第 4 条の 2 第 1 項中「第 3 条」の次に「、第 4 条、第 51
条の 8 及び第 51 条の 11 の 2 」を加える。

第 5 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条の 2 第 1 項」
に、「第 51 条の 9 前段」を「第 51 条の 9 」に改める。

第 5 条の 2 を次のように改める。

（統括防火管理者及び統括防災管理者の選任又は解任の
届出）

第 5 条の 2 前条の規定は、規則第 4 条の 2 第 1 項に規定
する統括防火管理者の選任又は解任の届出及び規則第 51
条の 11 の 3 に規定する統括防災管理者の選任又は解任の
届出について準用する。この場合において、前条第 2 項
中「防火管理者」とあるのは「統括防火管理者」と、
「令第 3 条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「令第 4
条」と、「防災管理者」とあるのは「統括防災管理者」
と、「令第 47 条第 1 項」とあるのは「令第 48 条の 2 」と
読み替えるものとする。

第 5 条の 3 中「、第 5 条第 2 項及び前条第 2 項」を「及
び第 5 条第 2 項（前条において準用する場合を含む。）」に
改める。

第 5 条の 4 第 2 項中「別記第 4 号様式の 4 」を「別記第
4 号様式の 2 」に改める。

別記第 4 号様式の 2 及び第 4 号様式の 3 を削り、別記第
4 号様式の 4 を別記第 4 号様式の 2 とする。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
(平成25年 5 月21日揭示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

平成25年 5 月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第45号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）
の一部を次のように改正する。

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号			を
---------------	--	-------------	--	-------------------	--	--	---

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名		に、
---------------	--	-------------	--	-------------------	--	-----	--	----

「定率負担」を「自己負担」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市児童福祉法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成25年 5 月21日揭示済)

情報公開の推進に係る出資法人の範囲を定める規則及び個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 5 月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第46号

情報公開の推進に係る出資法人の範囲を定める規則及び個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(情報公開の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部改正)

第 1 条 情報公開の推進に係る出資法人の範囲を定める規則 (平成 9 年奈良市規則第53号) の一部を次のように改正する。

本則中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とする。

(個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部改正)

第 2 条 個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則 (平成14年奈良市規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

本則中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成25年 5 月21日揭示済)

奈良市月ヶ瀬梅林公園条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年 5 月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第47号

奈良市月ヶ瀬梅林公園条例の施行期日を定める規則

奈良市月ヶ瀬梅林公園条例 (平成24年奈良市条例第52号) の施行期日は、平成25年 6 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成25年 5 月23日揭示済)

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 5 月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第48号

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良市役所出張所事務分掌規則 (昭和44年奈良市規則第47号) の一部を次のように改正する。

第 8 条の表中

月ヶ瀬体育館	を
--------	---

月ヶ瀬体育館	に改める。
月ヶ瀬梅林公園	

附 則

この規則は、平成25年 6 月 1 日から施行する。

(平成25年 5 月23日揭示済)

告 示

奈良市告示第337号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則 (昭和40年奈良市規則第43号) 第 2 条の規定により公告します。

平成25年 5 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名

奈良市情報システム最適化支援業務

(共通基盤・総合税システム開発の施工管理業務)

(住民情報システム調達仕様書作成支援業務)

(2) 目的

本業務は、本市の共通基盤・総合税システム及び住民情報システムについて、奈良市情報システム最適化計画に基づき、高い費用対効果と事業継続性を備えた情報システムとして構築するために、民間の高度な知

識と技術を活用することを目的とする。

(3) 業務内容

ア 施工管理（平成25年度 第1四半期調達予定分の施工管理）

- ・共通基盤
- ・総合税システム

イ 調達計画及び実施計画の策定

- ・住民情報系システム（主なもの）
 - ①介護長寿
 - ②国民年金
 - ③住民情報
 - ④福祉情報
 - ⑤その他業務

ウ 本業務遂行にともない、本市情報システム関係規定で修正が必要となる場合は、その修正案作成

(4) 契約期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

(5) 仕様

「奈良市情報システム最適化支援業務委託（共通基盤・総合税システム開発の施工管理業務）（住民情報システム調達仕様書作成支援業務）入札仕様書」のとおり。

(6) 実施場所

奈良市総合政策部情報政策課（奈良市二条大路南一丁目1番1号）その他本市指定場所

(7) 入札実施スケジュール

平成25年5月23日（木） 入札説明会
 平成25年5月28日（火） 質問書受付締切
 平成25年5月31日（金） 質問回答
 平成25年6月4日（火） 入札参加資格審査申請締切
 平成25年6月7日（金） 入札参加資格審査結果通知
 平成25年6月12日（水） 入札

以下省略

（平成25年5月16日揭示済）

奈良市告示第338号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年5月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名

奈良市情報システム最適化支援業務
 （内部情報システム調達仕様書作成支援業務）

(2) 目的

本業務は、本市の内部情報システムについて、奈良市情報システム最適化計画に基づき、高い費用対効果

と事業継続性を備えた情報システムとして構築するために、民間の高度な知識と技術を活用することを目的とする。

(3) 業務内容

ア 調達計画及び実施計画の策定

- ・内部情報系システム

①財務会計

②人事・給与

イ 本業務遂行にともない、本市情報システム関係規定で修正が必要となる場合は、その修正案作成

(4) 契約期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

(5) 仕様

「奈良市情報システム最適化支援業務委託（内部情報システム調達仕様書作成支援業務）入札仕様書」のとおり。

(6) 実施場所

奈良市総合政策部情報政策課（奈良市二条大路南一丁目1番1号）その他本市指定場所

(7) 入札実施スケジュール

平成25年5月23日（木） 入札説明会
 平成25年5月28日（火） 質問書受付締切
 平成25年5月31日（金） 質問回答
 平成25年6月4日（火） 入札参加資格審査申請締切
 平成25年6月7日（金） 入札参加資格審査結果通知
 平成25年6月12日（水） 入札

以下省略

（平成25年5月16日揭示済）

奈良市告示第339号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年5月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年5月16日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
 奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定す

る市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

（平成25年 5 月16日揭示済）

奈良市告示第340号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成25年 5 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年 5 月17日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成25年 5 月17日揭示済）

奈良市告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の 2 の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成25年 5 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した 施 術 の 種 類	廃 止 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
堀家 裕輔		柔道整復	平成25年 2 月28日
スッキリ鍼灸整骨院（堀家 裕輔）	奈良県奈良市三条町489-1-1 F		
佐伯 省三		柔道整復	平成25年

スッキリ鍼灸整骨院（佐伯 省三）	奈良県奈良市三条町489-1-1 F		2 月28日
中川 一真		柔道整復	平成25年 2 月28日
スッキリ鍼灸整骨院（中川 一真）	奈良県奈良市三条町489-1-1 F		

（平成25年 5 月17日揭示済）

奈良市告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成25年 5 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の 種 類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
寺田 剛明		柔道整復	平成25年 3 月 1 日
スッキリ鍼灸整骨院（寺田 剛明）	奈良県奈良市三条町489-1-1 F		

（平成25年 5 月17日揭示済）

奈良市告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の 2 の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成25年 5 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した 施 術 の 種 類	廃 止 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
星 順子		あんま	平成25年 4 月15日
株式会社フレアス（星 順子）	奈良県奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル305号		

（平成25年 5 月17日揭示済）

奈良市告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成25年 5 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の	指 定
----------	--	-----	-----

施術所の名称	施術所の所在地	種 類	年月日
和泉 さつき	奈良県奈良市白毫寺町835－1 大和紀寺ビル305号	あんま	平成25年 4月15日
株式会社フレ アス（和泉 さつき）			
奥田 征希	奈良県奈良市白毫寺町835－1 大和紀寺ビル305号	あんま	平成25年 4月15日
株式会社フレ アス（奥田 征希）			
森永 京子	奈良県奈良市白毫寺町835－1 大和紀寺ビル305号	あんま	平成25年 4月15日
株式会社フレ アス（森永 京子）			

（平成25年5月17日揭示済）

奈良市告示第345号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）の事業計画の変更（第3回）を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 土地区画整理事業の名称
登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）
- 2 施行者の住所及び名称
住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
名称 近畿日本鉄道株式会社
- 3 事業施行期間
平成22年2月12日から平成26年3月31日まで
- 4 施行地区
奈良市押熊町、二名町の各一部
- 5 事務所の所在地
奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）
- 6 施行認可の年月日
平成22年2月12日
- 7 事業計画の変更（第3回）認可年月日
平成25年3月22日
- 8 事業年度
毎年4月1日より翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
事務所の掲示板に掲示する。

（平成25年5月17日揭示済）

奈良市告示第346号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1

項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年5月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人 奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	なら工芸館使用料

2 委託の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

（平成25年5月20日揭示済）

奈良市告示第347号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年5月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人 奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	奈良市勤労者総合福祉センター使用料

2 委託の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

（平成25年5月20日揭示済）

奈良市告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年5月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
後畠医院	奈良県奈良市藤ノ木台三丁目2－12	平成25年 3月31日
こにしクリニック	奈良県奈良市小西町13番地	平成25年 4月1日
ザ・ビッグエクストラ大安寺店薬局	奈良県奈良市南京終町一丁目128－1	平成25年 3月20日
玉木薬局	奈良県奈良市あやめ池南六丁目1－15	平成25年 3月31日

ココカラファイン あやめ池薬局	奈良県奈良市あやめ池南 六丁目 8 番39号	平成25年 3 月31日
--------------------	---------------------------	-----------------

(平成25年 5 月20日揭示済)

奈良市告示第349号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。

平成25年 5 月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
せいかクリニック	奈良県奈良市藤ノ木台三 丁目 2 -12	平成25年 4 月 1 日
たまき薬局	奈良県奈良市あやめ池南 六丁目 1 -15	平成25年 4 月 1 日
ココカラファイン あやめ池薬局	奈良県奈良市あやめ池南 六丁目 8 番39号	平成25年 4 月 1 日
オレンジ薬局 登 美ヶ丘店	奈良県奈良市北登美ヶ丘 五丁目 2 番 2 号	平成25年 5 月 1 日

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
オレンジ薬局 登美ヶ丘店	奈良県奈良市北登美ヶ丘五丁目 2 番 2 号	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成25年 5 月 1 日
株式会社プチファーマシスト	大阪府大阪市北区芝田 2－8－10 光栄ビル 1 階		平成25年 5 月 1 日

(平成25年 5 月20日揭示済)

奈良市告示第352号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第 5 条の規定により告示します。

平成25年 5 月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成25年 6 月 3 日

(平成25年 5 月20日揭示済)

奈良市告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。

平成25年 5 月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
ならやま歯科クリ ニック	奈良県奈良市右京三丁目 2 番地の 1	平成25年 4 月15日

(平成25年 5 月20日揭示済)

奈良市告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。

平成25年 5 月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成24年11月 1 日、同月 5 日、同月 6 日、同月 8 日、
同月10日、同月13日、同月16日、同月19日、同月20日、
同月27日、同月28日及び同月29日

(平成25年 5 月20日揭示済)

奈良市告示第353号

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成25年 5 月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する市有財産物件
以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

(自動車 3件)

物件番号	物件名(財産名称)	初年度登録	排気量(ℓ)	予定価格(円)	入札保証金(円)
車-1	消防支援車	平成8年3月	7.96	500,000	50,000
車-2	三菱 リベロ	平成14年2月	1.46	10,000	1,000
車-3	ダイハツ ミラ	平成14年2月	0.65	8,000	800

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成25年5月21日揭示済)

奈良市告示第354号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年5月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年5月21日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年5月21日揭示済)

奈良市告示第355号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により永井町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年5月21日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	増尾 和重 奈良市南永井町383 番地の29	中野 和男 奈良市南永井町387 番地の16

2 変更の年月日

平成25年4月14日

(平成25年5月21日揭示済)

奈良市告示第356号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年5月22日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 件名

情報系、基幹系及び財務会計用端末機器等の賃貸借

(2) 調達する端末機器

- ・ノート型パーソナルコンピュータ
- ・省スペース型デスクトップパーソナルコンピュータ
- ・レーザープリンタ
- ・その他関連機器

(3) 展開スケジュールの調整

展開スケジュールの作成・調整

(4) 端末機器の設計作業

マスタデータの作成、動作確認用端末の作成、端末機器作成手順書の作成、各端末設定等

(5) 端末機器の設置作業

端末機器等の設置作業(配線・ネットワーク接続・プリンタ接続、プリンタサーバ登録作業含む)、端末設置後の動作確認

(6) 端末機器の回収作業

入替対象端末の回収、データ消去作業等

(7) 成果物作成作業

成果物(管理台帳)作成等

(8) 保守・サポート

端末機器等の保守(オンサイトを含む)

(9) 端末機器の納品に関する条件等

別紙1「端末機器等仕様書」のとおり

(10) 端末機器の規格・性能等

別紙2「端末機器明細書」のとおり

(11) 契約形態

賃貸借契約

(12) 賃貸借契約期間

平成25年8月1日から平成30年7月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(13) 契約条項

別添「情報系、基幹系及び財務会計用端末機器等の賃貸借契約書(案)」のとおり

(14) 設置作業完了期限

平成25年7月31日

(15) 設置場所

別紙3「設置場所一覧」のとおり

(16) 端末台数及び系統

別紙3「設置場所一覧」のとおり

(17) 付帯事項

ア 機器賃貸借期間中の必要な保険については、納入業者が付保手続きを行い、保険料は納入業者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること（保険に加入していることがわかるもの）。

イ この契約が解除された場合には、奈良市と協議の上、事業者の負担により速やかに物品を撤去することとする。

以下省略

(平成25年 5月22日揭示済)

奈良市告示第357号

平成25年 5月22日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成25年 5月23日

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		21,421,382 ^{千円}	7,558 ^{千円}	21,428,940 ^{千円}
	2 国 庫 補 助 金	920,468	6,000	926,468
	3 国 庫 委 託 金	113,211	1,558	114,769
16 県 支 出 金		5,804,165	23,193	5,827,358
	2 県 補 助 金	1,361,175	23,193	1,384,368
歳 入 合 計		123,438,462	30,751	123,469,213

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		49,954,267 ^{千円}	6,000 ^{千円}	49,960,267 ^{千円}
	3 生 活 保 護 費	13,225,359	6,000	13,231,359
6 農 林 水 産 業 費		476,894	4,000	480,894
	1 農 林 費	476,894	4,000	480,894
7 商 工 費		1,551,202	9,907	1,561,109
	1 商 工 費	1,551,202	9,907	1,561,109
8 観 光 費		1,167,652	9,286	1,176,938
	1 観 光 費	1,167,652	9,286	1,176,938
11 教 育 費		11,160,300	1,558	11,161,858
	1 教 育 総 務 費	2,718,375	1,558	2,719,933
歳 出 合 計		123,438,462	30,751	123,469,213

平成25年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

平成25年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成25年度奈良市一般会計補正予算（第 1 号）

2 平成25年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

平成25年度奈良市一般会計補正予算（第 1 号）

平成25年度奈良市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30,751千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,469,213千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ610,002千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ630,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表

歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		13,740 ^{千円}	610,002 ^{千円}	623,742 ^{千円}
	1 雑入	13,740	610,002	623,742
歳入合計		20,000	610,002	630,002

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		— ^{千円}	610,002 ^{千円}	610,002 ^{千円}
	1 繰上充用金	—	610,002	610,002
歳出合計		20,000	610,002	630,002

(平成25年5月23日揭示済)

奈良市告示第358号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年5月23日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
件名	学校園の情報化に係るICT支援業務委託
業務内容	市内各学校園に設置しているICT機器及びソフトウェア一式と、今年度導入予定であるタブレットパソコン及びソフトウェア一式における支援業務 その他詳細は、「学校園の情報化に係るICT支援業務委託仕様書」に記載のとおり
契約形式	委託契約
契約条項	「委託契約書（案）」に記載のとおり
契約期間	契約締結日から平成26年3月31日まで
履行期間	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
履行場所	奈良市役所 奈良市保健所・教育総合センター 奈良市立学校園

以下省略

(平成25年5月23日揭示済)

奈良市告示第359号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年5月23日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成25年5月23日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年5月23日揭示済)

奈良市告示第360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年5月23日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成24年7月24日 奈良市指令都整開 第12A-12号
平成25年5月9日 奈良市指令都整開 第12A-12-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年5月23日 第1355号
公共施設 平成25年5月23日 第621号
- 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄元町一丁目561番50		(平成25年 5 月23日揭示済)		
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市藤ノ木台四丁目 6 番20号 株式会社日本中央住販 代表取締役 谷手善紀		奈良市告示第361号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。 平成25年 5 月24日 奈良市長 仲 川 元 庸		
5 公共施設の種類、位置及び区域 (1) 道路 奈良市富雄元町一丁目561番50の一部 (2) 下水道 奈良市富雄元町一丁目561番50の一部				
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日	
名称				所在地
開設者				
名称				
医療法人ひまわり会 ひまわりクリニック		奈良県奈良市右京一丁目 4 番		
医療法人ひまわり会				
奈良県奈良市右京一丁目 4 番		居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成25年 5 月 1 日 平成25年 5 月 1 日	
(平成25年 5 月24日揭示済)				
奈良市告示第362号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の 2 の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。 平成25年 5 月24日 奈良市長 仲 川 元 庸		奈良市宝来町1147番 1 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市宝来町北山田1147番地 医療法人社団誠明会 永田眼科 理事長 黒田 真一郎 (平成25年 5 月27日揭示済)		
奈良市告示第364号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。 平成25年 5 月28日 奈良市長 仲 川 元 庸		1 許可の年月日及び番号 平成25年 3 月29日 奈良市指令都整開 第12A -51号 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成25年 5 月28日 第1357号 公共施設 平成25年 5 月28日 第622号 3 開発区域に含まれる地域 奈良市山陵町1118番 2、1118番 3、1118番 4 及び1118番 5 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市西大寺赤田町二丁目 4 番 4 特定非営利活動法人マープル 理事長 石瀬 治武 5 公共施設の種類、位置及び区域 (1) 道路 奈良市山陵町1118番 3 の一部、1118番 4 の一部及び1118番 5 の一部 (平成25年 5 月28日揭示済)		
指定施術者の氏名		廃止した 施 術 の 種 類	廃 止 年月日	
施術所の名称				施術所の所在地
木内 康仁		柔道整復	平成25年 5 月 1 日	
リフレ鍼灸整骨院（木内康仁				奈良県奈良市学園北一丁目 8 -11かくやビル 3 F
奈良県奈良市学園北一丁目 8 -11かくやビル 3 F				
(平成25年 5 月24日揭示済)				
奈良市告示第363号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。 平成25年 5 月27日 奈良市長 仲 川 元 庸		1 許可の年月日及び番号 平成25年 5 月10日 奈良市指令都整開 第13A - 7 号 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成25年 5 月27日 第1356号 3 開発区域に含まれる地域		

奈良市告示第365号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、

【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成25年5月28日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		廃止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2910106893	奈良市法蓮町1247番地1号	やすらぎ診療所	奈良市法蓮町1247番地1号	大西 秀一	平成22年 11月30日
2910102694	奈良市あやめ池南六丁目1番7号	医療法人平和会 あやめ池診療所	奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号	医療法人平和会	平成25年 4月30日

（平成25年5月28日揭示済）

奈良市告示第366号

平成25年6月5日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成25年5月29日

奈良市長 仲川元庸

（平成25年5月29日揭示済）

奈良市告示第367号

平成25年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第12条第3項、第12条の6の5第3項及び第12条の11第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年5月30日

奈良市長 仲川元庸

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100分の8.2

(2) 被保険者均等割

被保険者1人につき 26,400円

(3) 世帯別平等割

1世帯につき 24,600円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100分の2

(2) 被保険者均等割

被保険者1人につき 7,200円

(3) 世帯別平等割

1世帯につき 6,000円

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100分の2

(2) 被保険者均等割

被保険者1人につき 16,200円

（平成25年5月30日揭示済）

奈良市告示第368号

平成25年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年5月30日

奈良市長 仲川元庸

1 基礎賦課額の減額の額

(1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額 18,480円

(2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額 17,220円

(3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額 13,200円

(4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額 12,300円

(5) 条例第16条第1項第3号アに規定する額 5,280円

(6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額 4,920円

2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額

(1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,040円

(2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,200円

(3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,600円

(4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,000円

(5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,440円

(6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,200円

3 介護納付金賦課額の減額の額

(1) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 11,340円

(2) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 8,100円

(3) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 3,240円

（平成25年5月30日揭示済）

奈良市告示第369号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成25年 5 月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成25年 5 月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成25年 5 月30日揭示済)

奈良市告示第370号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成25年 5 月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成25年 5 月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成25年 5 月30日揭示済)

奈良市告示第371号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成25年 5 月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成25年 5 月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成25年 5 月30日揭示済)

奈良市告示第372号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定に

より公告します。

平成25年 5 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
調達物件：生活保護システム・中国残留邦人等支援システム及び機器一式
生活保護システム使用ライセンス 80ライセンス
中国残留邦人等支援システム使用ライセンス 10ライセンス
納入場所：奈良市役所 中央棟 6 階 サーバー室
※調達物件の仕様については、別紙仕様書を参照すること。
納入期限：平成26年 1 月31日
ただし、納入期限にかかわらず、事前の職員研修等の期間も含め、平成26年 2 月 1 日から本稼動が可能のように納入すること。

以下省略

(平成25年 5 月31日揭示済)

奈良市告示第373号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成25年 5 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 事業内容等
 - (1) 事業名
奈良市地域子育て支援センター事業の業務委託
 - (2) 募集地域と設置箇所数（2 箇所）
 - ・募集地域①型
下記①～⑭の各中学校通学区域のいずれかのうち 1 箇所設置
 - ① 登美ヶ丘
 - ② 平城東
 - ③ 伏見
 - ④ 京西
 - ⑤ 飛鳥
 - ⑥ 柳生
 - ⑦ 興東
 - ⑧ 田原
 - ⑨ 月ヶ瀬
 - ⑩ 都祁
 - ⑪ 春日
 - ⑫ 三笠
 - ⑬ 富雄南
 - ⑭ 平城
 - ・募集地域②型
登美ヶ丘北中学校通学区域に 1 箇所設置
 - (3) 事業内容
地域子育て支援センター事業の実施
 - (4) 委託料

委託料の上限を以下のとおりとする。 ④ 委託業務の開始日：平成25年10月1日の場合 金3,700,000円 ⑤ 委託業務の開始日：平成25年11月1日の場合 金3,083,000円 ⑥ 委託業務の開始日：平成25年12月2日の場合 金2,466,000円 (5) 委託期間 委託契約の日から平成26年3月31日まで 2 応募資格 (1) 応募団体 応募団体は、主に奈良市内で活動する次のうちいずれかに該当する法人であるものとする。 ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人 ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 ③ その他の法人 (2) 応募団体の要件 応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。 ① 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。 ② 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。 ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。 ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。 ⑤ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。 ⑥ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。 ⑦ その他法令等に違反する団体でないこと。 3 審査方法 応募資格及び提出書類を確認した後、奈良市地域子育て支援センター事業及び奈良市つどいの広場事業実施団体審査委員会にて提出書類及びプレゼンテーション等により審査する。 4 実施団体の決定 審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。 5 手続き等に関する事項 (1) 担当課 奈良市子ども未来部子ども育成課 奈良市二条大路南一丁目1番1号 電話 0742-34-5042 FAX 0742-34-4796 (2) 募集要項の配布 配布期間 平成25年6月3日（月）から同年7月16日（火）	までの日（窓口配布は土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで 配布場所 奈良市子ども未来部子ども育成課（奈良市ホームページからダウンロード可） (3) 説明会 開催日 平成25年6月21日（金） 午前10時から 開催場所 奈良市役所北棟5階 第21会議室 (4) 書類等の提出 提出期間 平成25年6月24日（月）から同年7月16日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで 提出場所 奈良市子ども未来部子ども育成課（提出書類等は、必ず持参してください。） 6 契約の締結 審査委員会において決定された実施団体は、市と委託契約を締結する。 7 その他 (1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。 (2) 詳細は、募集要項による。 (平成25年5月31日揭示済) 奈良市告示第374号 公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。 平成25年5月31日 奈良市長 仲川元庸 1 事業内容等 (1) 事業名 奈良市つどいの広場事業の業務委託 (2) 募集地域と設置箇所数（2箇所） 下記①～⑭の各中学校通学区のいずれかのうち2箇所設置 ① 登美ヶ丘 ② 平城東 ③ 伏見 ④ 京西 ⑤ 飛鳥 ⑥ 柳生 ⑦ 興東 ⑧ 田原 ⑨ 月ヶ瀬 ⑩ 都祁 ⑪ 春日 ⑫ 三笠 ⑬ 富雄南 ⑭ 平城 (3) 事業内容
--	---

つどいの広場事業の実施

(4) 委託料

委託料の上限を以下のとおりとする。

- ④ 委託業務の開始日：平成25年10月 1 日の場合
(3 ～ 4 日型) 金1,780,000円
(5 日型) 金2,180,000円
- ⑤ 委託業務の開始日：平成25年11月 1 日の場合
(3 ～ 4 日型) 金1,483,000円
(5 日型) 金1,816,000円
- ⑥ 委託業務の開始日：平成25年12月 2 日の場合
(3 ～ 4 日型) 金1,186,000円
(5 日型) 金1,453,000円

(5) 委託期間

委託契約の日から平成26年 3 月31日まで

2 応募資格

(1) 応募団体

応募団体は、主に奈良市内で活動する次のうちいずれかに該当する法人であるものとする。

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- ③ その他の法人

(2) 応募団体の要件

応募団体は、次のうちいずれの要件も満たすものとする。

- ① 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。
- ② 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。
- ⑥ 特定非営利活動促進法第12条第 1 項第 3 号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。
- ⑦ その他法令等に違反する団体でないこと。

3 審査方法

応募資格及び提出書類を確認した後、奈良市地域子育て支援センター事業及び奈良市つどいの広場事業実施団体審査委員会で提出書類及びプレゼンテーション等により審査する。

4 実施団体の決定

審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。

5 手続き等に関する事項

(1) 担当課

奈良市子ども未来部子ども育成課

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

電話 0742-34-5042

F A X 0742-34-4796

(2) 募集要項の配布

配布期間

平成25年 6 月 3 日（月）から同年 7 月16日（火）までの日（窓口配布は土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

配布場所

奈良市子ども未来部子ども育成課（奈良市ホームページからダウンロード可）

(3) 説明会

開催日 平成25年 6 月21日（金） 午後 2 時から

開催場所 奈良市役所北棟 5 階 第21会議室

(4) 書類等の提出

提出期間

平成25年 6 月24日（月）から同年 7 月16日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

提出場所

奈良市子ども未来部子ども育成課（提出書類等は、必ず持参してください。）

6 契約の締結

審査委員会において決定された実施団体は、市と委託契約を締結する。

7 その他

(1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。

(2) 詳細は、募集要項による。

（平成25年 5 月31日揭示済）

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 6 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 5 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令

奈良市債権回収対策本部設置規程（平成20年奈良市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 本部員の項中「総合政策部長 総合政策部理事」を「統括官 総合政策部長」に改める。

別表第 2 幹事の項中「子ども未来部次長 建設部次長」を「建設部次長」に、「介護福祉課長 保育課長」を「福祉医療課長 介護福祉課長 保育所・幼稚園課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年5月17日から施行する。
(平成25年5月17日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年5月20日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 松 村 和 夫
同 井 上 昌 弘

文化振興課

監査結果公表日 平成24年12月27日（奈良市監査委員告示第19号）

措置結果通知日 平成25年5月13日

【監査の結果】	【措置の内容】
(3) 雑入「わらべうた集等配布実費徴収金」は、奈良市音声館でのわらべうたCD・カセットの販売収入である。指定管理者が市に代わって販売し、料金を徴収しているが、そのような業務は、基本協定書の指定管理業務に記載されていない。CD・カセットの販売の根拠や徴収に関する事項を整理されたい。	(3) 奈良市音声館でのわらべうたCD・カセットの販売については、基本協定書の指定管理業務に記載し、当該売払代金の徴収事務を委託しました。

障がい福祉課

監査結果公表日 平成23年6月21日（奈良市監査委員告示第12号）

措置結果通知日 平成25年4月19日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 重症心身障害児（者）通園事業国庫補助金について、厚生労働省の補助金交付決定が平成22年9月になされているにもかかわらず、調定されたのは平成23年3月である。奈良市会計規則第11条の規定に基づき、交付決定がなされた時に調定されたい。	(1) 平成23年度の重症心身障害児（者）通園事業国庫補助金については、奈良市会計規則第11条に基づき、厚生労働省から補助金交付決定通知が到達した日（平成23年10月20日）に調定しました。

- | | |
|--|---|
| <p>(2) 福祉タクシー助成事業委託の契約において、見積書が添付されていなかった。業務委託であるならば見積書の徴取が必要であるが、事業の性質を考慮の上、他の節での執行も含め事務処理について検討されたい。</p> <p>(3) 友愛バス乗車事業委託の契約において、予定価格調書及び見積書の添付がなかった。奈良市契約規則第18条及び第18条の2に基づき、予定価格調書を作成し、見積書を徴取されたい。</p> <p>(4) 福祉資金貸付金（身体障害者福祉資金貸付金）については、前回監査においても指摘したところであるが、滞納者に法に基づき督促するとともに電話催告するなど貸付金の回収に向け一層の徴収努力を強く要望する。</p> <p>また、長期間に亘り支払の滞っている場合には、滞納者のみならず連帯保証人を含め、所在確認と支払能力などを調査し、また、法に基づき対処されるよう要望する。</p> | <p>(2) 福祉タクシー助成事業委託は、業務委託であるため、平成24年4月に締結した契約より事業者から見積書を徴取しました。</p> <p>(3) 友愛バス乗車事業委託については、平成24年4月に締結した契約から、奈良市契約規則第18条及び第18条の2に基づき、予定価格調書を作成し、事業者から見積書を徴取しました。</p> <p>(4) 福祉資金貸付金（身体障害者福祉貸付金）については、「身体障害者福祉資金貸付金債権管理マニュアル」を策定し、法に基づき督促や催告等を行い、貸付金の回収に向け取り組むこととし、支払の滞っている貸付金については、平成25年2月に「奈良市未収金貸付金回収等業務」の外部委託を行いました。その状況を踏まえ、関係課と調整を取りながら、法に基づき未収貸付金の整理に向けて努力します。</p> |
|--|---|

(平成25年5月20日揭示済)

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成25年5月28日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 松 村 和 夫
同 井 上 昌 弘
奈 監 第 21 号
平成25年5月24日

請 求 人

奈良市山陵町443の5

桐山幸矩様

奈良市登美ヶ丘三丁目5-3

細田強二様

奈良市中登美ヶ丘6-9-1-610

白川忠志様

奈良市学園朝日元町1-613-1 B-106

澤中弘様

奈良市監査委員 中村勝三郎

同 中本勝

同 松村和夫

同 井上昌弘

住民監査請求の結果について（通知）

平成25年3月27日付けで提出のあった住民監査請求については、同年4月8日付けで受理し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

1 監査対象部局

奈良市総合政策部行政経営課、総務部管財課、都市整備部都市計画室公園緑地課及び建設部道路室土木管理課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成25年4月15日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成25年4月30日に総務部長、行政経営課長、管財課長、公園緑地課長及び土木管理課長に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨（原文のとおり）

第1、請求の趣旨

奈良市長は、元奈良市長・大川靖則（以下単に大川という）および元奈良市助役兼元奈良市土地開発公社（以下単に公社という）理事長・桐木 弘（以下単に桐木という）の両名に対して、この両名が奈良市の市長および助役並びに公社理事長としての在任中において、都市公園整備事業・（仮称）西ふれあい広場（以下単に西ふれあい広場という）の建設用と称する土地の先行取得を公社に委託契約して行ったその取得およびそれに関連する行為、即ち市の執行機関としての判断において違法に裁量権の範囲の著しい逸脱または濫用による無効と認められる共同の不法行為、によって市に与えた損害を連帯して（なお両名またはそのいずれかがもし故人である場合は、その相続人に対して）賠償せよとの請求を行え、との勧告をする等の必要な措置をとること。

第2、請求の理由

1、西ふれあい広場の土地取得の実態

イ、土地取得の概要

大川および桐木はその在任中（大川・平成4年9月28日～平成16年9月27日、助役桐木・平成4年12月19日～平成12年12月18日、公社理事長桐木・平成6年3月～平成12年3月）に西ふれあい広場の事業名目の下に、公社に委託契約して以下のとおり公社に土地を取得させた。

	<面積>	<取得額>	<単価>
・平成5年度（平成6年2月取得）（桐木・大川決裁1／18、市買取計画平成8年度）			
山林・田・溜池・堤塘	8,275・43㎡	350,050千円	42,300円／㎡
田	1,571・91	66,491	42,300
・平成6年度（平成6年12月取得）（桐木・大川決裁12／9、市買取計画平成8年度）			
山林	14,184・40	600,000	42,300
・平成7年度（平成8年2月取得）（桐木・大川決裁2／19、市買取計画平成10年度）			
山林・田・溜池・堤塘	9,414・23	310,668	33,000
山林	857・38	28,293	33,000
・平成8年度（平成9年3月取得）（桐木専決2／20、市買取計画平成14年度）			
田	647・49	21,367	33,000
田・溜池・堤塘	220・25	7,268	33,000
・平成11年度（平成12年3月取得）（桐木専決2／8、市買取計画平成15～17年度）			
山林	6,600・32	217,810	33,000
・平成12年度（平成12年9月取得）（桐木・大川決裁7／14、市買取計画平成15～17年度）			
田	1,724・14	56,896	33,000
山林	4,120・65	135,981	33,000
山林・溜池・堤塘	539・63	17,807	33,000
合計	48,155・83㎡	1,812,631千円	

- * 決裁書の起案は都市計画部公園緑地課
- * 最初の平成6年度のみ公社理事長は辰野一郎

ロ、土地取得後の大まかな経過

上記の土地は、市長大川の元利金の保証書差入れを得ての公社の銀行借入れで調達された資金で取得された。しかし、その後その土地は、決裁書に表明された事業名目および市による買取契約期限があるにも拘らず、事業としての進展は皆無で放置されたままであり、もちろん市の買取り意思も皆無のまま現在に至ったものである。ところがそれも、会計基準に反して、借入金の金利の簿価への上乗せの資産価格の増殖で問題の表面化を避け、解決を先延ばしして、対処することを怠った、無責任極まりないものであった。経過と言え、確認出来るものは以上のそれだけで、それしか無いのである。

ハ、実態の調査と検討

当然そこには当初の事業名目なるものは一体何だったのか、空中楼阁ではなかったのか。必要性も将来計画も無いバブルに浮かれた杜撰極まりない衝動買いであったのか。またいかにバブル期であったとは言え、異常な高額で、かつこれだけの利用価値の乏しいものを、多数・大量に、しかも進入路も無く孤立したものを、かくも買い急いで、買取り後はその目的事業への着手を放置して、全くの他人事とする市の態度は一体何から来ているのか。これらを経済情勢の低落をもって都合よく便利に理由付けされても、却ってそれだけ一層疑念が深まらざるを得ない。以下は市の関係部門および公社に対しての実態調査による確認作業とその検討の結果である。

A、事業目的の採択・事業計画・取得土地の選定・所有者との買取交渉・買取価格決定・銀行への公社による買取資金借入れに対する保証書の差入れ・事業実施などの業務は市側。

所有者との買取契約締結・買取資金の銀行借入・取得代金支払・買取土地の所有権移転登記・取得土地の資産管理などの業務は公社側。

において分担されており、問題点の所在は全てが市側の土地買取りに関しての実質的な業務において生じていた。

B、土地取得目的には「都市公園整備事業・（仮称）西ふれあい広場」とあるが、事業計画書またはそれに類するものは不存在である。即ち当初から何らの作成も無い。

C、公社への土地取得を委託するための決裁書はあるが、極めて簡単なもので、「公社理事長への都市公園事業用地の取得依頼の伺い」の件名と、取得予定地の所在地表示・面積・金額と、市への買取計画年度の程度の記載に止まり、土地家屋調査士作成の測量図面と買取土地の箇所を示す地図の添付があるのみで、計画を具体的に確認し得るものは皆無である。従って、単なる土地取得伺いに限定された決裁書に過ぎない。

D、公社による土地取得後は、市において、事業計画の進展に関係する書類等なんらかの手掛かりとなるものは一切不存在である。即ち作成された形跡が全く無い。従って、土地は取得後そのまま放置されたものとし考えられない。

E、土地取得の最終のものは平成12年9月であるが、その時には既に平成5・6・7年度の取得分の市による公社からの買取期限が到来済みであったにも拘らず、市としての対応した形跡は無く、放置されたままで、更なる取得に走っている。

F、大川は平成16年9月に市長を退任した。桐木は助役および公社理事長を平成12年12月に退任した。土地取得は大川・桐木の在任中に始まり、そして終わっていた。

G、平成16年に市の平成15年度の包括外部監査が実施されており、監査人は西ふれあい広場用地が事業計画も無く放置状態にあることを指摘し、回答を市に求めた。市の回答は「検討委員会において土地利用目的の見直しや暫定利用など今後の対応策を検討する中で、その方針決定に基づき年次的・計画的な買戻しを進め、事業を図ってまいります」（平成16年9月21日・包括外部監査の結果に対する措置状況について・奈財財第327号）。として、典型的な官庁式答弁でもって、無目的の土地であることを自ら暴露することになった。

H、更に、平成19年度の包括外部監査報告書によると、平成19年8月において、土地取得の際の決裁書起案元であった公園緑地課が監査人へ行った説明は、「利用計画は検討委員会の開催や市民アンケートの実施により検討しているものの、利用計画は無く、進入路の買収計画も無い状態である。引続き利用計画の検討が必要である」、というものであった。起案時の名目は霧消しておりどうにもならない、との表明である。従って、起案元では土地は当時の市上層部からの指示に言われるがままに従って取得したに過ぎません、起案元では名目も指示に従って付けただけで実際は架空のものであったに過ぎません、と嘯いているものと、看做さざるを得ない。

I、以上から結論として導かれるものは、例え無目的の土地取得であったにしても、それでは名分がたたないからと一番支障の無さそうな名称をつけたにしても、巨額の資金を投じて、市長・助役決裁を五度に涉って下して取得したものである。市としてのまた推進を指示した責任者のまた管轄部門のいずれにも、上記の表明において何らかの反省・責任を伴った総括は一切無く、全員当事者外を装っているということである。この異常さは何か。どこから来たのか。それは市行政の組織のトップ・執行機関即ち市長・助役が巨悪の根源で、専ら、最初にトップの判断のみで土地買取

りの決定がされ、その後でトップの指示により申請・決裁の形式を整える異常な方法で、いわゆるトップ買い・・トップの独断による情実買い・・があり、トップがこの真実を隠蔽して責任逃れをしたことから生じたもので、行政の場において見られる一般的な法則的現象である。

J、以上から導かれる結果は概略以下のものでしかあり得ない。

首謀者は大川・桐木である。あの場所・物件であるのは、処分の必要に迫られた土地所有者の意を請けた実力者からの口利き圧力あるいは利権が大いに有り得るところである。公園緑地課は偶々組織として利用され指示に従ったのであろう。所有者は金策の目的を達すればそれで事は終っており、取得土地は公社所有下で借入れ金利を簿価に上乗せして行けば、大川の保証書発行により不都合は起らなかった。そして大川・桐木の退任するに及んで土地は塩漬けそのものになった。残念なことは、大川・桐木の退任後公社が経営の不如意を来たすことになって、その原因となった市の違法・乱脈・杜撰な土地取得の実態に対するメスが、意図して避けられ、隠蔽に終始して来たことであった。

ニ、公社経営検討委員会の最終報告書

市は漸く必要に迫られて公社の最終処理としての解散へ向けて、有識者による公社経営検討委員会（以下単に委員会という）に委嘱して、抜本的な公社問題の調査を行うに至った。その最終報告書（平成23年3月28日）のなかで西ふれあい広場に関して明らかにされた主たる事項は、以下のとおりであった。

A、本件は「買取りありき」で進められ、必要性の検討が十分に行われなかった可能性があった。国会議員・市議会議員からの口利きの圧力があった。相続税の支払・私的債務の清算を理由としたものであった。

B、鑑定評価は同一の鑑定士による鑑定が行われており、また鑑定額を融通してくれる鑑定士を意図して選んでおり、鑑定士の選定方法・鑑定評価手法の客観性には疑問があった。

鑑定では平成6年から12年にかけて徐々に下落傾向で評価されていたが、取得価額との間に殆ど相関関係が無く、また土地の地目や所在場所等と取得価額との間にも殆ど相関関係がなく、鑑定評価の範囲内に在りさえすれば、取得価額にはこだわらないという運用の実態が伺えた。

取得土地の当時の詳細な実勢価額は不明であるが、最近の実勢価額が1,500円／㎡程度であるしかない土地を、当時33,000円／㎡以上で取得している事実は、バブルの残像の影響を考慮しても疑問である。

以上の結果、明らかに作為的に高額に設定された取得価額になっていた可能性を否定出来ない。

また、関係人からの聴取において、市議会議員や国会議員による口利きがあったこと、および取得の必要性の無い土地について、高額な取得価額をもって特定の個人の便宜を図ったものとの証言を得ている。

C、そして、調査対象とした他4件の土地取得の場合をも総合しての結論として、「事業の必要性に駆られて土地を取得したという類のものは無く、後付けで土地を買取る名目が定められたり、その時点では未だ具現化する前の段階に過ぎない事業の計画を繋げたりといった様に、必要性に疑義のある土地の取得が次々と行われたという傾向が認められる。背景には、議員や団体等を介して市への圧力がかかり、市長以下庁内幹部が必要性の低さを認識しながらも土地の取得を容認して、もしくは不適切な目的をもって担当部局に指示を出し、関与職員がその指示に反対することが出来ず、これをそのまま受入れて手続きを進めてしまうという実態があったと考えられる。対象地の中には進入路も無い山間地も多く含まれているが、一般常識では考えられない高値で当該土地が買取られていた実態がある。その買取価額を決定するプロセスにおいても、外部・内部からの圧力を受けて、出来る限り高額に鑑定された金額に基づいて取得価額が決定される実態が見受けられた。鑑定にあたって、庁内幹部からの指示を受けた担当部局において、鑑定士への鑑定依頼の際に、鑑定基準の許す範囲で出来る限り高額となるような鑑定額を出すように依頼し、その時点では未開発であるにも拘らず開発後の見込地として鑑定を行う手法などを用いて、高額な鑑定結果が出されていた様子がうかがえる。また、取得価額の資金調達については、公社の借入れに対して市の債務保証が設定されていたことにより、金融機関からも無制限と云ってもよい状態で借入れが実行され、地価の実勢相場を無視した条件で平然と土地の購入が進められていた。」

「また、当委員会としては、「上層部」からの指示の存在を具体的に認める発言が、担当部局に在籍していた者から複数あったこと、また、「上層部」に該当する者自身からも、円滑な市政運営を考慮し、元市長・元助役が意思決定を行う際に、外部からの要請に配慮したケースは、公社の土地取得も含め、過去には相当程度存在していたことを認める発言を得られたことなどから、やはり、元市長・元助役による外部圧力の容認に起因する担当部局への具体的指示があったものと認めざるを得ない、と判断した。」

そして、「本問題は、公社の「制度悪」によるものではなく、これを運用した市の「運用悪」であるところに本質がある。運用に関与した関係者全員がその責任を回避し合うなかで損害が拡大する「モラルハザード・スパイラルが発生した。」

結論は、「本件において最も重い責任を負うべきは、最終的に各プロジェクト事業化の意思決定をした当時の「市上層部」であった元市長・元助役であったと言わざるを得ず、同人らの政治的な責任は免れ得ない」、とするものであった。「しかし、同人らに法的責任を追及することは、・土地取得からかなりの時間が経過していること・関係証拠が

散逸していること・聞き取り調査関係者の供述は非公表を前提に得られたこと、を理由に困難であると言わざるを得ない。」としたものであった。

2、西ふれあい広場土地取得に際しての大川・桐木の市に対する不法行為と損害賠償責任

委員会の最終調査報告書にはその労を多とするものである。ただ表現には調査への協力者に対する気配りもあってか極めて控え目なものがあり、判断に際しての断定を極力避けて推量する形をとっている。しかも結論において、あまりの配慮からかまた市への遠慮であろうか以下の大きな誤りと欠落を犯している。それは(1)「政治的責任云々」は余計な見解である。市民夫々が判断することであって委員会に表明を求めていることでは無い。(2)肝心の法律上の責任については、「法的責任を問うことが困難視される」、として三つの理由を挙げ締め括っているが、意図してか問題の本質に全く触れずに、曖昧に「損害発生の法的責任」としか言及しない。即ち、調査の帰結である締め括りとしては、具体的に兩人には「違法な行政行為である不法行為を犯したのであって、それにより市に与えた多額の損害の賠償責任の在ること」と特定させて明言するべきを、欠落させているのである。「しかし、それは三つの理由によって困難が予想される」。とするのが委員会の報告としての良識ではないのか。反省の求められる重要点である。しかし、常識ある者が予断無く一見・一読すれば、その表現の背後に強い確信を持っての実態の指摘であると判るものである。なお調査対象の全五件を総合しての結論は平均的な表現に成らざるを得ないが、個別に見れば、西ふれあい広場に関しては大川・桐木による違法行為が極めて明確であること、またその悪質性が他件に比較して際立っていることを指摘しなければならない。結論として、本件西ふれあい広場の土地取得に関わる不法行為の全責任は大川・桐木に在ると断定せざるを得ない。

イ、土地取得に際しての大川・桐木の違法行為について

以上において明らかとなり、大川・桐木は行政の執行に当って、故意ならびに重過失により、善良な管理者としての注意義務ないし忠実義務に反し、また任務を懈怠して、以下のとおり共同して違法に裁量権の著しい逸脱と濫用をなし、市に甚大な損害を与える不法行為を行った。即ち、憲法および地方自治法に明記する地方自治の本旨に反して、背任行為が大川・桐木の指示の下にあるいは悪意の黙認の下に、職員に対して職務上の命令として指示され、履行を求められ且つ実行された。

A、地方自治法第138条の2は、「執行機関（市長・助役）は当該市の条例・予算・その他議会の議決に基づく事務および法令・規則・その他の規程に基づく当該市の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を負う」と市長・助役の抱えるべき根本基準を規定する。大川・桐木はこれに対する悪質な義務違反をした。

B、地方自治法第2条第14項は、「市はその事務を処理するに当っては住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、とするが、大川・桐木はこれに反して経費を乱脈・杜撰に費消して市に甚大な損害を与えた。

C、地方財政法第4条第1項は、「市の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえてこれを支出してはならない」、とするが、市長・助役はこれに反して取引相手方と情を通じて故意または重過失で、市場価格を大幅に上回る高額でかつ莫大な支出を行ったのである。これは刑法における背任罪の構成要件にも該当するものである。

D、地方自治法第2条第16項は、「市は法令に違反してその事務を処理してはならない」、とするが、大川・桐木は上記のA・B・Cの法令違反を行った。

E、地方自治法第2条第17項は、「法令に違反して行った市の行為はこれを無効とする」、とする。最高裁20・1・18二小法廷判決例は、市から土地開発公社への土地取得委託を行うに付きその前段階で市において、「その判断において裁量権の著しい逸脱または濫用があり地方自治法第2条第14項・地方財政法第4条第1項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められるという場合には公社に対する取得委託は無効」、としており、本件は判決例に照らしても法令違反の無効行為そのものであることは、論を俟たないものである。＊

＊ 本件の土地取得は無効であるが、既に取引は完了しており、市は相手方に不当利得の返還を請求しなければならないが、消滅時効の期間が経過済みである。

F、桐木は更に公社理事長として、市の買取委託が違法且つ無効のものであることを市の助役として知悉する立場に在りながら、市の決裁のあることをもって公社としての審査検討を経ずに、土地買収に当たっていたことは明らかである。また市助役と公社理事長として本件の違法行為の完成に大川と共に決定権者として与って来た。これは理事長としての公社に対する、重大な善良な管理者としての注意義務ないし忠実義務違反である。

ロ、大川・桐木が市に与えた損害額

大川・桐木が共同して違法により無効となるべき土地取得の契約とその実行である、不法行為によって市に与えた損害額は、本件土地の公社での取得額1,812,631千円から当該土地の処分額（即ち、市が三セク債の起債で調達した資金で公社の借入金を代位弁済し、公社から市へ代物弁済される当該土地の返済充当処理される実勢価格）を差し引いた額である。なお平成20年度末時点の実勢価格は88,124千円で、これをもって処理されたと仮定すると、損害額は1,724,507千円である。

現在、公社保有の取得土地の簿価は、毎年の借入金金利を上乗せして、膨大なものになっているが、これは当初から取得が、実際は無目的でかつ違法により無効のもの（いわゆる特定土地）であったのに拘らず、市および公社での然るべき対処が今に至るまで執られず、徒に時日を経過させた上に、財務・経理処理が会計基準に違反して適正で無かったために生じたものに過ぎない。従って簿価は不法行為に対して請求する損害額の基準にはなり得ない。*

* 土地開発公社経理基準要綱（自治省）

第1条 公社が作成する決算に関する書類のうち貸借対照表・損益計算書およびキャッシュフロー計算書ならびにこれらの付属明細書の用語・様式および作成方法は、公有地の拡大の推進に関する法律およびその施行規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとし、・・・・・・

第3条 公有地・・・・公社が公有地取得事業により取得した土地をいう。ただし、特定土地を除く。特定土地・・・・公社が取得した土地のうち市により再取得される見込みが無くなった土地をいう。

第24条第1項 取得原価とは用地費・補償費・工事費等のほか当該資産の取得または造成に要した借入金等に対する利息および取得または造成に従事する職員の人件費その他の付随費用を含むものとする。

第3項 第1項の規定にかかわらず特定土地に係る取得原価には当該資産の取得または造成に要した借入金等に対する利息のうち特定土地に区分されたとき以後のものを含まないものとする。

* 上記のとおり特定土地に関わる借入金金利は取得価格へ上乗せする資産への計上を禁じられている。当然のことであるが本件の土地は当初から無目的の特定土地に区分しなければならないものであったから、それに関わる借入金金利は当然に当期経費に計上しなければならないものであった。公社では他の取得土地においても特定土地化したものに同様の不適正処理を行って来た。従って、公社の毎期決算は利息の経費計上で多額の損失計上となるところを、資産として簿価を膨らませる粉飾で損益均衡を装って来た。またこれに対し、毎期の公社・市の監査はこれを適正とする出鱈目なものであった。

3、市の大川・桐木への損害賠償の請求について

市の大川・桐木の不法行為に対する損害賠償の請求権は民法の規定により、(a)損害および加害者を知ったときから3年の時効によって消滅する、が、具体的に市として不法行為の内容を知り得たのは、平成23年3月の委員会最終報告書の提出によってであり、そこからの起算が可能と考えられる。(b)更に不法行為のあったときから20年経過でも時効で消滅する。この場合は除斥期間である。この点でも請求権はまだ失われていない。

よって、市はこのまま手をこまねいて損害賠償の請求権を無に帰するが如きことが絶対にあってはならない。

4、結論

以上大川・桐木による市に対する不法行為の内容と、市に対して与えた莫大な損失を明らかにして、兩人において市に対し損害を賠償しなければならない重大な責任を負っているものであること、を明示した。市は長年にわたり本件の解明を懈怠してきたが、市が不良資産の整理をこれ以上先延ばしすることの不可能状態に追い込まれて、実施した委員会調査がこれに終止符をうち、不法行為の一端が市民の前に開示されたのである。市はこの機会を捉えて、公社に関わる過去の市政の不名誉を清算して、再生を講じなければならない。そのためには、兩人に対する損害賠償請求を実行して決着をつけなければならない。それが唯一の方途である。逡巡して請求の権利を行使せずに終わり、問題を後に残すようなことが絶対にあってはならない。

市長への監査委員の勧告を切望するものである。

付言1、監査請求人の監査請求権について

地方自治法第242条第2項は、「住民監査請求は当該行為のあった日または終った日から1年を経過したときはこれを行うことができない。ただし正当な理由があるときはこの限りでない」、と規定する。本監査請求は上記条項の後段の但し書に拠って行うものである。（最高裁平成7・2・21判例は「正当な理由の有無は特段の事情の無い限り住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることが出来たかどうか、また当該行為を知ることが出来たと解されるときから相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと言わなければならない」、としている。）

請求人らが本件の問題事項の所在の一端を知り得たのは、市民を対象とした市の広報誌「ならしみんだより」の平成24年8月号「シリーズ市土地開発公社の解散に向けて1、市土地開発公社とは・・・設立から現状まで・・・」、同年9月号「同2、公社の経営健全化に向けた取組み」、同年10月号「同3、三セク債の活用と公社解散」、によってであった。以上からして、本件監査請求申立は何ら法に抵触するものでは無く、住民の当然の権利行使である。市が本件問題事項の市民への開示を長年懈怠して来ながら、万が一にも当該不法行為からの1年経過を理由として本件申立を却下するようなことは、信義則に反して許されるものではないことをここに付言して置く。

付言2、

請求人らは数年以上以前から市関係のある有識者から、富雄地域での市の土地取得の際に、市トップらの由々しい不法行為があったが、隠蔽されている。市政の再生のためにはその解明・追及が必要だ。あなたたちにはその使命が

ある。との旨を再三にわたり示唆されて来た。しかし、残念ながら把握するには至らずに来たが、本件監査請求はまさにそれであることを確信するものである。

以上

<別紙>

事実証明書

- 1、土地開発公社公有用地詳細一覧表（第三セクター等改革推進債対象分）
- 2、奈良市歴代市長・副市長・助役および収入役一覧表
- 3、奈良市土地開発公社理事一覧表
- 4、奈良市土地開発公社経営検討委員会最終報告書（平成23年3月28日）
- 5、ならしみんだより・平成24年8月号・市土地開発公社の解散に向けて1
同上 ・同 9 ・ 同上 2
同上 ・同 10 ・ 同上 3
- 6、決裁書・都市公園整備事業用地取得に伴う奈良市土地開発公社への依頼について
平成6年1月18日決裁分
6, 12, 9, 同上
8, 2, 19, 同上
9, 2, 20, 同上
12, 2, 8, 同上
12, 7, 14, 同上
- 7、土地開発公社経理基準要綱（自治省）
- 8、行政文書部分開示決定通知書（奈総文第2号平成25年1月11日奈良市長）
別紙 共通
行政経営課
公園緑地課
同上

以上

5 監査対象事項

奈良市土地開発公社の解散に伴う代位弁済、代物弁済及び債権放棄について、（仮称）西ふれあい広場の建設用地（以下「本件土地」という。）の取得に起因する違法又は不当な点があるか。

6 監査の結果

（事実関係）

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

- (1) 市は、平成5年度から平成8年度まで並びに平成11年度及び平成12年度の計6年度にわたって、本件土地の先行取得を奈良市土地開発公社（以下「公社」という。）に依頼し、公社は、市からの依頼に基づき本件土地を取得した。本件土地の面積は計48,155.83㎡、取得価格は計1,812,631,000円である。
- (2) 公社が本件土地を取得した際の土地の1平方メートル当たりの単価は、いずれも公社が不動産鑑定士に依頼し、提出を受けた「不動産鑑定評価書（平成6年度、平成8年度、平成11年度及び平成12年度は「意見書」）」が示す単価の範囲内であった。
- (3) 市は、公社の歴史的経過、現状及び課題について、外部有識者により検証し、公社の問題点を明らかにするとともに、経営状況等の評価及び存廃を含めた抜本的な経営改善策の検討を行うため、「奈良市土地開発

公社経営検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を平成22年8月に設置した。検討委員会は、公社の土地取得の経緯の調査として、資料・記録の精査、協力を得られた関係者に対する聞き取り調査、職員や一般市民からの情報提供ホットラインの設置、現職職員に対するアンケートなどを行い、平成23年3月28日に「最終報告書」を市に提出した。

- (4) 市は、公社を解散するため、本件土地の先行取得に要した資金を含む公社の借入れを平成24年10月31日に代位弁済（財源は、全額が第三セクター等改革推進債である。）し、求償権に基づく請求を公社に対して行った。公社は、同日、資産状況により現金での支払いが困難であることから、当該請求に対して、代物弁済することの承認を市に依頼した。市は、公社からの依頼を受け、公社の保有土地の所有権の譲渡を受ける代物弁済契約を同年11月29日に公社と締結し、同年12月17日に所有権の移転を受けた。

なお、相続税評価額を基にした本件土地の評価額は、その時点で83,791,144円であった。

- (5) 市は、公社に代位して弁済した金額から、代物弁済として取得した土地の価額を控除した金額の求償権と、その他当該代位弁済に基づき行使しうる求償権の一切を放棄する議案を平成25年市議会3月定例会に提出し、平成25年3月22日に可決された。

(6) 監査委員が市と公社に対し、本件請求に対する見解や関連資料の提出を求めたところ、市から、これまで本件土地に関する事業計画を示す唯一の資料であるとしていた「(仮称)西ふれあい広場基本計画平面図」以外に、「(仮称)西ふれあい広場基本計画業務委託における基本計画報告書」や「(仮称)西ふれあい広場用地測量の測量成果品」などが提出された。

(7) 検討委員会に対し、関連資料等の提示や説明等を打診したところ、委員会としては最終報告書に尽きるものであり、それ以上に説明したり、提示できる資料等はないという回答を得た。

(監査委員の判断)

住民監査請求に基づく監査及び勧告に係る決定は、地方自治法第242条第 8 項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

本件請求については、上記事実関係に基づき審議した結果、合議に至らなかったため、監査の結果を出すことはできない。

(平成25年 5 月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第 2 項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成25年 5 月31日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 松 村 和 夫
同 井 上 昌 弘

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
- (1) 吉田 敏宏
京都府京都市北区衣笠東御所ノ内町 3 番地 1
- (2) 本田 真二郎
京都府京都市山科区音羽稲芝17
- (3) 増田 享弘
奈良県橿原市曽我町175－ 2
- (4) 駒井 健二郎
大阪府大阪市西区南堀江 3 丁目14番30－601号
- (5) 佐野 嘉宣
大阪府大阪市阿倍野区阪南町 2 －18－19
- (6) 黒澤 香
大阪府大阪市住吉区住吉 1 － 4 －17
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成25年 5 月31日から平成26年 3 月31日まで
(平成25年 5 月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第 5 号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 5 月22日

奈良市水道事業管理者
池 田 修

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 2 号、第 7 条第 2 項第 1 号及び附則第 5 項中「又は外国人登録済証明書の写し」を削る。

附 則

この規程は、平成25年 6 月 1 日から施行する。

(平成25年 5 月22日揭示済)

奈良市水道局告示第14号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号)第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年 5 月22日

奈良市水道事業管理者
池 田 修

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
岡隆建設	岡田 隆一	奈良市横井五丁目 358番地の 1	平成25年 5 月17日

(平成25年 5 月22日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 6 号

奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 5 月27日

奈良市水道事業管理者
池 田 修

奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程

奈良市水道局会計規程(昭和57年奈良市水道局管理規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「含む。)」の次に「及び水道事業管理者が特に必要と認めた者」を加える。

附 則

この規程は、平成25年 6 月 1 日から施行する。

(平成25年 5 月27日揭示済)

奈良市水道局告示第15号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号)第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年 5 月29日

奈良市水道事業管理者
池 田 修

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
奈良油化株式会社	代表取締役 松塚 晋一	奈良市東寺林町 3 番地	平成25年 5 月24日

(平成25年 5 月29日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第 3 号の規定により、平成25年 5 月20日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成25年 5 月21日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

- 1 抹消年月日
平成25年 5 月21日
- 2 抹消した者の氏名等一覧表

氏 名	生年月日	性別
仲 尾 佳 昇	昭和28年11月 5 日	男
仲 尾 榮 子	昭和28年 4 月19日	女

(平成25年 5 月21日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第11号

平成25年 7 月21日執行予定の奈良市長選挙及び奈良市議会議員選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに縦覧に供する期間は、次のとおりです。

平成25年 5 月21日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成25年 7 月13日
ただし、年齢については、平成25年 7 月21日
- 2 登録を行う日 平成25年 7 月13日
- 3 縦覧に供する期間 平成25年 7 月14日

(平成25年 5 月21日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第12号

農業委員会の委員の一般選挙における投票区（平成 9 年奈良市選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のように改正します。

平成25年 5 月21日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

第 2 選挙区の部第16投票区の項中「中登美ヶ丘四丁目」

の次に「、中登美ヶ丘五丁目」を加える。
(平成25年 5 月21日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 8 号

奈良市農業委員会平成25年 6 月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成25年 5 月28日

奈良市農業委員会
農政部長 山 口 弘

- 1 日 時
平成25年 6 月 4 日（火） 午後 1 時30分
- 2 場 所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室
- 3 審議案件
議案第 1 号 平成26年度農業施策に関する要望書（案）
について
議案第 2 号 なら農業委員会だより第56号の編集について
報告第 1 号 遊休農地解消モデル事業の経過報告について
報告第 2 号 平成25年度農業施策に関する要望の回答
について

(平成25年 5 月28日揭示済)